

総合看護実習（産業看護）の評価と今後の課題

金井 優子¹⁾, 永吉ルリ子¹⁾, 比嘉 憲枝¹⁾, 島袋 尚美¹⁾, 松田めぐみ¹⁾

Student's learning outcomes and future subject in comprehensive nursing practicum (Occupational health nursing practicum)

Yuko KANAI¹⁾, Ruriko NAGAYOSHI¹⁾, Norie HIGA¹⁾, Naomi SHIMABUKURO¹⁾, Megumi MATSUDA¹⁾

要 旨

【目的】総合看護実習（産業看護）における実習内容と学生の学びを評価し、今後の総合看護実習のあり方等を検討する。

【方法】平成26年度総合看護実習（産業看護）を選択した看護学科4年次学生9名の「平成26年度総合看護実習（産業看護）評価表」から学生自己評価と教員評価の平均点と標準偏差を、「総合看護実習からの学び」のレポートより実習の学びを抽出した。

【結果】(1)学生自己評価と教員評価の15評価項目の平均点は、すべて4.0点以上であった。学生自己評価と教員評価の上位は「11. 対象者の安全・安楽に配慮しながら看護ケアを実施できた」であった。下位は「8. 抽出した問題の優先順位を決めることができた」であった。(2)実習最終レポート「労働衛生の5管理」に関する学びでは、職場巡視や健康相談、健康教育、健診結果分析等、学生がした実習内容や職員と関わる実習内容は印象に残っていた。

【結論】集団から個人・個人から集団への健康支援、組織の健康支援方針、作業環境や作業による健康への影響などから、学生が健康問題を抽出し、優先順位を定めることができるように、教員は学生の到達度を見極め、日々のカンファレンスで確認することが必要である。さらに、学生が産業保健活動に必要な実践能力を獲得するため、実習内容を具体化し、教員は実習指導者と連携しながら学生をサポートする必要がある。

キーワード：産業看護実習、学生の学び、産業保健活動

Abstract

This research rates the content of comprehensive nursing practicum (Occupational health nursing) and the quality of the students' learning. The research also examines how occupational health nursing practicum should be in the future. We extracted the average and the standard deviation value of the students' self-evaluation and teacher evaluation, as well as the learning experience of the practicum from the "What was Learned from Comprehensive Nursing Practicum" report in 2014. The students were 9 fourth year nursing-major students, who selected to receive occupational nursing practicum. (1) The average point of the student self-evaluation and teacher evaluation were over 4.0 points in all the 15 rating sections. The highest rank in the student self-evaluation and teacher evaluation was the section "11. Was able to practice nursing care while being able to care for the target person's safety and comfort". The lowest rank was "8. Was able to prioritize the extracted problems". (2) According to the findings in the final practicum report "5 Maintenances in Occupational Health", the content of training done by

¹⁾ 名桜大学人間健康学部看護学科 〒905-8585 沖縄県名護市字為又1220-1 Department of Nursing, Faculty of Human Health Sciences, Meio University 1220-1, Biimata, Nago, Okinawa, 905-8585, Japan

students or training that employees were involved in, such as inspecting tour in the work site, health education and analyzing health inspection results left an impression. In conclusion, teachers need to be able to assess and confirm through daily conferences the accomplishments of students so that students can learn to extract and prioritize health problems that are presented in situations such as mass-to-individual and individual-to-mass health support, health support policies of organizations, and the influence that working and work environments have on health. Moreover, the training content needs to be consolidated and teachers need to work with instructors to support the students so that students can gain practical skills needed for working in occupational health nursing activities.

Keywords: Occupational health nursing practicum, Student's learning outcomes, Occupational nursing activities

I 緒言

名桜大学看護学科における総合看護実習（2単位90時間）は分野選択制である。地域看護領域では産業看護を学ぶ実習内容で、平成21年度以降毎年実施し、平成26年度は6回目の実習であった。

厚生労働省¹⁾と日本看護協会²⁾は、「保健師の活動領域は、市町村や保健所といった行政機関のほか、産業看護、健診機関の分野がある」と示している。労働安全衛生法上では、産業保健活動に従事する保健師は、健診後の保健指導（法66条の7）、労働者の健康管理等を行う（法13条の2）と位置付けている。厚生労働省労働基準局³⁾は、事業所における保健師の役割として、「労働者の相談窓口としてきめ細かい対応や、関係部署や他部署との連携による問題解決、包括的支援やポピュレーションアプローチによる職場や環境へのアプローチが期待される」として報告している。加えて2015年の平均就業者は6376万人で総人口の約半数を占めており⁴⁾、多様化する労働者の健康課題への対応およびメンタルヘルス対策のため、労働者にとって身近な相談窓口として保健師が期待されていることから^{3, 5)}、実践力を兼ね備えた産業看護職の配置が求められている⁵⁾。

このように保健師への役割・期待が大きくなってきた背景を受けて、平成23年度に施行された保健師教育課程では、産業保健における組織への支援を明確化する観点から、保健師の対象には個人・家族・集団への支援に加えて「組織の支援」が含まれることとなった（保健師助産師看護師学校養成所指定規則第2条関係）。

本研究は、平成26年度総合看護実習（産業看護）の「労働衛生の5管理（総括管理、健康管理、作業管理、作業環境管理、労働衛生教育）」の実習内容および学生の実習最終レポート「総合看護実習からの学び」と「平成26年度総合看護実習（産業看護）評価表」を評価し、今後の総合看護実習のあり方を検討することとした。

II 地域看護領域における総合看護実習（産業看護）の概要（2単位90時間）

実習施設はN市役所で、専門領域実習終了後の4年次後期に実施した。実習は、「労働衛生の5管理（総括管理、健康管理、作業管理、作業環境管理、労働衛生教育）」が経験できる内容である。

1. 平成21年度～平成25年度までの総合看護実習（産業看護）

平成21年度は7名の学生が選択した。実習内容は、産業保健分野の労働衛生の5管理で、施設内安全点検、施設内喫煙場所調査、前年度職域健康診査結果の全項目の集計・分析およびメタボリックシンドローム対象者分析、職員生活調査の集計・分析を実施した。

平成22年度は8名の学生が選択した。実習内容は、労働衛生の5管理と「N市職員の喫煙調査」である。

平成23年度は7名の学生が選択した。実習内容は、労働衛生の5管理とN市職員を対象にした「お酒との付き合い方に関する調査」である。

平成24年度は10名の学生が選択した。実習内容は、前年度同様である。

平成25年度は9名の学生が選択した。実習内容は、労働衛生の5管理とN市職員を対象にした「食と運動に関する調査」を実施した。

2. 平成26年度総合看護実習（産業看護）

本学看護学科における総合看護実習の目的は、「1年から4年までに修得した看護の実践能力の評価をふまえ、自己の課題を明らかにし、保健・医療・福祉の包括的な視点から看護の総合的な実践能力を高めること、さらに学生自らが実習を企画し、実施評価し、将来自らの看護の発展と方向性を探求する」ことである。

地域看護領域の「総合看護実習（産業看護）」の目的は、

表1 平成26年度総合看護実習（産業看護）内容

労働衛生の5管理	概要説明・講義等	実習内容
総括管理	実習オリエンテーション 実習施設・関連施設見学 健康管理体制の講義 ・安全衛生委員会 ・産業医の活動内容および役割 ・臨床心理士の活動内容および役割	実習報告書作成 臨地実習報告会 N市市長へ実習の成果報告
健康管理	産業保健年間計画の説明 具体的な保健師活動の説明 ・定期健康相談 ・職域健診の計画～事後措置 ・健診後の保健指導・メンタルヘルス対策（休職～復職支援） ・関連職種・他部門との調整・連携 ・過重労働対策 ・情報提供や資料作成・提供	健康展の実施 ・企画・運営 ・測定（体重、BMI、腹囲、体脂肪、骨密度、血圧） ・健康相談 集団・組織の健康管理 ・平成25年度職域健康診査結果の集計・分析、健康問題の抽出、結果のまとめ、健康展でポスター展示 ・「食と運動」アンケートの集計・分析、健康問題の抽出、結果のまとめ、健康展でポスター展示 個人・集団・組織の健康管理 ・巡回健康相談 ・労働と健康の特徴を分析
作業管理	職場巡視	職員へ作業状況のインタビュー 改善策の検討
作業環境管理	職場巡視	作業環境測定（照度・温度・湿度） 安全点検 健康問題の抽出 改善策の検討 健康展でのポスター展示
労働衛生教育	新任者健康教育の説明 退職前研修の説明 管理職研修の説明	健康展の実施 ・健康教育（健康教育指導案・媒体作成、実施） ・健康ポスター展示

表2 臨地実習における大学と実習施設の役割

	大 学	実 習 施 設
実習前	実習要項作成 実習内容の検討 実習の打ち合わせ（実習の目的、実習期間、実習方法、実習内容等） 事前学習指導 職員の健康調査アンケート作成	各部署への実習連絡と調整（施設見学、巡回健康相談、健康展実施等） 職域健康診査結果データ準備
実習中	学生指導 実習指導 カンファレンス 実習記録の確認 実習施設との調整	実習指導 実習記録の確認 関連部署との調整
実習後	今年度実習の振り返りと次年度実習内容の検討	

「地域看護学の領域である公衆衛生看護・産業看護が行われている場において、これまでの領域別および健康レベル別に実習した経験をもとに、主体的に実習の場を選択し実習する。実習は、学生が課題をみつけその課題に関する実習を通して、地域保健看護の広さと深さを学習し、専門職としての態度を身につけ実践する。あわせて職業選択を考える」ことである。

期間は、平成26年8月4日～15日の10日間である。実習内容は表1のとおりである。

3. 臨地実習における大学と実習施設の役割（表2）

総合看護実習（産業看護）における大学と実習施設の役割と指導内容は表2の通りである。臨地実習担当教員は、教授1名、助教2名、助手1名の計4名である。実習施設は、課長1名、係長1名、事務員1名、保健師1名、看護師1名の計5名である。

III 研究方法

1. 調査対象

調査対象は、実習の単位を取得し、同意が得られた4年次学生9名である。

2. 調査方法

学生9名の「平成26年度総合看護実習（産業看護）評価表」の学生自己評価と教員評価および実習最終レポート「総合看護実習からの学び」の自由記載内容を整理し、使用した。

3. 分析方法

- (1) 「平成26年度総合看護実習（産業看護）評価表」の20評価のうち、実習目標と関連のある15項目について、学生自己評価と教員評価の平均点および標準偏差を確かめた。評価点は、「5点：1人で出来た、4点：助言を受けて出来た、3点：繰り返し助言を受けて出来た、2点：助言を受けても実施が困難、1点：繰り返し助言を受けても実施困難」の5段階である。15評価項目は75点満点である。
- (2) 総合看護実習（産業看護）「総合看護実習からの学び」のレポート内容を整理した。

4. 倫理的配慮

対象学生に対し、研究目的や方法、結果の処理について説明し、研究への協力は自由意志であり、同意の撤回は随時可能であること、該当科目の評価はすでに終了しており、不利益は受けないことについて文書を用いて口頭で説明し、同意書の提出をもって同意が得

表3 実習目標に対する学生自己評価と教員評価

評価項目	学生自己評価			教員評価		
	mean	±	SD	mean	±	SD
1 対象者を取り巻く集団（患者会等含む）の特徴を把握できた	4.6	±	0.5	4.7	±	0.5
2 対象者を取り巻く集団（患者会等含む）の健康の現状と課題を把握できた	4.6	±	0.5	4.7	±	0.5
3 対象者の健康状態を把握することができた	4.3	±	0.5	4.3	±	0.5
4 対象者の基本情報（健診・検査結果等）から身体的な健康(看護)問題が把握できた	4.3	±	0.5	4.3	±	0.5
5 健康習慣行動などから健康(疾病管理)に関する関心(ニーズ)を把握できた	4.6	±	0.5	4.6	±	0.5
6 健康の保持増進のための社会資源の種類と活用の実際を理解できた	4.0	±	0.7	4.2	±	0.4
7 対象者などの健康上のニーズから問題を抽出できた	4.3	±	0.5	4.4	±	0.5
8 抽出した問題の優先順位を定めることができた	4.0	±	0.0	4.1	±	0.3
9 対象者などに応じた看護目標(支援目標)を設定できた	4.4	±	0.5	4.2	±	0.4
10 対象者などのニーズに則した具体的計画が立案できた	4.2	±	0.4	4.1	±	0.3
11 対象者の安全・安楽に配慮しながら看護ケアを実施できた	4.7	±	0.5	4.7	±	0.5
12 対象者と信頼関係を結び看護ケアを実施できた	4.6	±	0.5	4.4	±	0.5
13 地域ケアシステムにおける看護職の活動と役割を理解できた	4.2	±	0.7	4.3	±	0.5
14 看護目標・実施計画について評価・修正ができた	4.2	±	0.7	4.2	±	0.4
15 評価・修正した計画に基づいて実施することができた	4.2	±	0.4	4.2	±	0.4
合計	65.2	±	3.0	65.6	±	2.2

られたとした。

なお、本研究は名桜大学人間健康学部倫理審査委員会の承認（平成26年度11月）を得て実施した。

IV 結果

1. 実習目標に対する学生自己評価と教員評価（表3）

本調査は、対象者9名全員から同意が得られた。「平成26年度総合看護実習（産業看護）評価表」のうち、実習目標と関連のある15項目の学生自己評価平均点は、すべて4.0点以上であった。

学生自己評価の上位は、「11. 対象者の安全・安楽に配慮しながら看護ケアを実施できた」で、 4.7 ± 0.5 点であった。下位「6. 健康の保持増進のための社会資源の種類と活用の実際を理解できた」の 4.0 ± 0.7 点と、「8. 抽出した問題の優先順位を決めることができた」 4.0 ± 0.0 点であった。

教員評価上位は、学生自己評価と同様、「11. 対象者の安全・安楽に配慮しながら看護ケアを実施できた」で、 4.7 ± 0.5 点であった。下位は、「8. 抽出した問題の優先順位を決めることができた」 4.1 ± 0.3 点と「10. 対象者などのニーズに則した具体的計画が立案できた」 4.1 ± 0.3 点であった。

学生自己評価と教員評価の大差は、「8. 抽出した問題の優先順位を決めることができた」であった。小差は、「3. 対象者の健康状態を把握することができた」「4. 対象者の基本情報（健診・検査結果等）から身体的な健康（看護）問題が把握できた」「5. 健康習慣行動などから健康（疾病管理）に関する関心（ニーズ）を把握できた」「11. 対象者の安全・安楽に配慮しながら看護ケアを実施できた」「14. 看護目標・実施計画について評価・修正ができた」「15. 評価・修正した計画に基づいて実施することができた」であった。

2. 「総合看護実習からの学び」レポートの自由記載内容

(1) 総括管理では、「労働安全衛生法に基づき、労働衛生管理体制、目標設定、計画立案されている」「職場の特徴と業務から、個人から集団へと健康課題を考え、どのような対策が必要であるかという視点をもつ」「職員の安全や健康を守るためには、産業保健師だけでなく、事業者・労働者が主体的に産業看護活動を支援する」等であった。

(2) 作業管理・作業環境管理では、下記の通りである。

1) 作業管理では、「業務内容に合わせた支援が必要」「VDT作業や事務作業は、作業姿勢や作業の負担について、体への悪影響を取り除くことも重要」等であった。

2) 作業環境管理では、「作業環境やそれに伴う作

業の積み重ねが職員の健康に影響を与える」「職場の環境や業務内容によってそれぞれに関連した健康課題が生じやすい」「測定した数値だけでなく、作業環境を確認し、職員の訴えや測定中の主観も大切な情報である」「職場の特徴を踏まえて作業環境をアセスメントすることで、どのような改善が必要なのかを考え、職員が快適な空間で安心、安全に勤務できるように、働きやすい環境づくりに取り組むことが必要」等であった。

(3) 健康管理では、「健康診査の結果から、健康問題への個別対応だけでなく、職員全員のデータをまとめてグラフ化し、どのような傾向にあるのかアセスメントしていく」「職場の特徴、健康課題を把握し、集団へアプローチをしていく」「勤務年数や役職の状況などから中間管理職がストレスを抱えやすい時期にある」「入職から退職後までの健康管理が大切で、退職を迎えて地域に戻った時に健康で過ごせるよう支援していく」等であった。

(4) 労働衛生教育では、「集団への健康教育、管理職を対象とした部下へのメンタルヘルス対応についての研修を行うことで、職員の健康の保持増進と役所全体の活性化につながる」「職場の特徴やライフステージなども考慮しながら、全体へアプローチしていく」「職場全体で健康に対して取り組めるよう、ヘルスプロモーションの理念にのっとり支援していく」等であった。

V 考察

1. 実習目標に対する学生自己評価と教員評価

実習目標に関連した15項目の学生自己評価と教員評価の平均点はすべて4点以上で、実習目標はおおむね達成できたと考える。これは、学生が「労働衛生の5管理」を経験できる実習内容であったことや、教員と指導保健師が連携し、学生の疑問点等に対応したことが有効であったと考える。

学生自己評価と教員評価で上位の「11. 対象者の安全・安楽に配慮しながら看護ケアを実施できた」は、これまでの領域別実習で対象者の安全・安楽に配慮した看護ケアを展開してきた学びを活かし、学生は対象者へ配慮した看護が展開できたと考える。

学生自己評価と教員評価ともに下位の「8. 抽出した問題の優先順位を決めることができた」は、組織の健康支援方針、事業場の特性、作業環境や作業による健康への影響などを多角的に把握して健康問題を抽出し、集団から個人へ健康支援、個人から集団へと広がる健康支援、さらに組織の役割を考慮しながら優先順位を定めることが難しかったと考える。鈴木ら⁶⁾の

研究でも、学生は顕在した健康問題はわかりやすいが潜在している健康課題は見つけにくいと報告しており、本研究も同様の結果であった。

健康問題の抽出について厚生労働省⁷⁾は、「保健師教育の技術項目の卒業時到達度」の大項目1「地域の健康課題を明らかにする」、小項目6「顕在している健康課題を見出す」、小項目8「今後起こりうる健康課題や潜在している健康課題を予測する」、小項目11「健康課題について優先順位を付ける」は、看護基礎教育卒業時に保健師学生が習得しておく必要がある技術と示している。したがって、教員は学生個々のこれまでの領域実習の到達度を把握し、学生のアセスメント能力等に応じた指導を行う必要がある。学生が抽出した健康問題の優先順位を検討する際には、教員は日々の実習カンファレンスで学生の優先順位の捉え方を述べさせて考えを確認し、教員が産業保健活動の一連の流れで具体的に説明することが必要である。

また、組織への健康支援について文部科学省⁸⁾は、産業保健における組織への支援を明確化する観点から「個人・家族・集団の支援」から「個人・家族・集団・組織の支援」に改めている。日本産業衛生学会産業看護部会では産業看護を「事業者・労働者の双方に対して、看護の理念に基づいて組織的に行う個人・集団・組織への健康支援活動である」⁹⁾と定義し、個人・集団だけでなく、組織も対象としていることを明示している。学生が実習を通して産業看護の特徴であり、また産業看護活動の場である「組織」を対象とした健康支援能力を獲得できるよう、教員は職場における健康づくりの必要性および健康保持増進対策の体制について、学生の理解度に応じた指導・助言をする必要がある。

学生自己評価の下位項目「6. 健康の保持増進のための社会資源の種類と活用の実際を理解できた」は、実習期間中に経験する機会がなく、概要説明のみであった。学生は、自身が経験できると理解しやすいこと、かつ社会資源の活用が学べる実習計画を準備する必要があると考える。

また、教員評価の下位項目「10. 対象者などのニーズに則した具体的計画が立案できた」も同様に、学生は組織を対象とした健康保持増進計画の策定を経験する機会がなく、説明を受けたのみであった。教員は、健康保持増進計画等の策定の進め方および健康保持増進対策の推進体制¹⁰⁾について補足説明を行う必要がある。労働者個人を対象とした健康支援では、健康相談の機会を活かし、教員は学生がこれまでの講義や実習で獲得した知識や技術を引き出し、労働と健康の調和が図れる計画を立案できるよう、検討する必要がある。

2. 「総合看護実習からの学び」レポートの自由記載内容

学生はN市職員と関わる実習は、印象に残ったようである。中谷ら¹¹⁾も同様に、労働者と関わる実習項目は学生評価が高く、学生全員が活動へ参加・見学・実践ができていたことと、これらの活動には看護職のかかわりも大きく、指導者・学生ともに理解・説明が得やすいことも到達度を高める要因であったと報告している。

杉森ら¹²⁾は看護学実習を「各看護学の講義、演習により得た科学的知識・技術を看護の現場で実践し、既習の知識、技術を統合、深化、検証する授業である」と定義している。産業看護実習は、本学において産業保健活動に必要な実践能力を獲得できる唯一の実習であることから、学生が労働者の健康支援について実習で経験したことを知識や技術と統合できるよう、教員のサポートが重要である。具体的には、産業看護の実際や健康管理体制、社会資源の活用等の説明を受けた理解度等、日々の実習カンファレンスにおいて学生が観察したことや経験したことを振り返り、総合看護実習の目的や「労働衛生の5管理」等を学生が意識しながら実習を進められる関わり方が重要であると考えられる。

3. 実習指導体制

教育効果をあげる臨地実習指導体制として厚生労働省¹³⁾は、「臨地で目する事象に基づいて深い思考を伴いながら学べるように、教員と実習指導者の連携が重要」と示している。また椎葉ら¹⁴⁾は、「実習指導者と教員の協働を充実させるためには、両者の関係性を構築していく必要がある」と述べている。したがって、指導保健師と教員が実習目的・目標を共有し、実習前調整会議などで協議を重ね、実習期間中も随時、情報交換を行い、連携した実習指導を行うことが必要であると考えられる。また、実習内容を検討する際は、到達目標と学生が学びたいことを踏まえ、実習施設のニーズを組み入れた実習計画を作成することにより実習施設の協力が得やすく、また市職員からの理解と支援も得やすいと思われる。

さらに森岡ら¹⁵⁾は、将来の地域保健・福祉活動の推進者として発展性を備えた人材を目指し、育成するための地域看護学実習の教員と実習指導者の役割分担をまとめており、その教員の役割の一つに学生個々人の到達度を見極めることをあげている。N市職員の健康管理業務は保健師1名、看護師1名で担っており、指導保健師は総合看護実習に関する事前準備および事前調整を担い、実習期間中は通常の業務を担いながら実習指導をしている。さらにN市役所では例年、総合看護実習生を8~12名と多く受け入れていることから、学生一人ひとりの学びと知識を統合するためには、

教員による丁寧なかかわりが必要であると考えた。したがって、産業看護の実践的な指導は指導保健師が行い、教員は指導保健師と連携しながら学生個々の学びを再確認し、学びの強化と新たな課題についてはグループメンバーで学習するなどの意識付けを行う必要がある。

VI 結論

平成26年度総合看護実習（産業保健）における学生の学びから、効果的な実習方法と実習指導のあり方および実習の課題について検討した。

1. 実習目標に関連した15項目の学生自己評価と教員評価はすべて4点以上であり、実習の目標はおおむね達成できたといえる。学生自己評価と教員評価ともに下位は「8. 抽出した問題の優先順位を決めることができた」であった。集団から個人への健康支援、個人から集団へと広がる健康支援、組織の健康支援方針、作業環境や作業による健康への影響などから、学生が健康問題を抽出し、組織の役割に考慮しながら優先順位を定めることができるように、日々の実習カンファレンスで確認することが必要である。
2. 学生が観察したことや経験したことを、実習の目的や「労働衛生の5管理」に当てはめて意識づけし、既存の知識と経験を一致させ、学びを深めることが重要である。
3. 限られた実習期間で「労働衛生の5管理」の学びを深めるために、実習内容を具体化し、学生が産業保健活動に必要な実践能力を獲得できるよう、教員は実習指導者と連携しながら学生をサポートする必要がある。

引用・参考文献

- 1) 厚生労働省大臣官房統計情報部：平成26年衛生行政報告例（就業医療関係者）の概況，平成27年7月16日
- 2) 公益社団法人日本看護協会健康政策部保健師課：平成26年度厚生労働省先駆的保健活動交流推進事業 保健師の活動基盤に関する基礎調査報告書，公益社団法人日本看護協会，平成27年3月
- 3) 厚生労働省労働基準局：事業場における産業保健活動の拡充に関する検討会報告書，厚生労働省，平成22年11月22日
- 4) 総務省統計局：労働力調査（基本集計）平成27年（2015年）平均（速報）結果，総務省公式サイト，2016年1月29日
- 5) 公益社団法人日本看護協会：平成25年度産業保健推進センター等の保健師の役割・課題に関する調査報告

- 書，公益社団法人日本看護協会，2014年3月31日
- 6) 鈴木良美，齊藤恵美子，澤井美奈子，岸恵美子，掛本知里，中田晴美，五十嵐千代，三好知美，麻原きよみ，永田智子，森豊美，神楽岡澄：東京都特別区における保健師学生の技術到達度に関する学生・教員・保健師による評価，日本公衆性雑誌，Vol.62，No.12：729-737（2015）
 - 7) 厚生労働省医政局看護課長：保健師教育の技術項目の卒業時の到達度について（医政看発第0919001号），厚生労働省，平成20年9月19日
 - 8) 文部科学省高等教育局長：保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令の交付について（通知），22文科高第976号，文部科学省，（2011）
 - 9) 日本産業衛生学会産業看護部会：産業看護の定義について，日本産業衛生学会産業看護部会公式サイト，2005年4月23日
 - 10) 厚生労働省：事業場における労働者の健康保持増進のための指針，健康保持増進のための指針公示第5号，（改正）平成27年11月30日
 - 11) 中谷淳子，原善子，池田智子，石原逸子：産業看護学実習の目標到達度と実習内容の関連，産業医科大学雑誌，32（1）：83-92（2010）
 - 12) 杉森みどり，舟島なをみ：看護師等養成所の運営に関する指導要領，看護教育学，第4版。医学書院，東京，p475（2004）
 - 13) 厚生労働省医務局看護課：看護教育の内容と方法に関する検討会報告書，平成23年2月28日
 - 14) 椎葉美千代，齋藤ひさ子，福澤雪子：看護学実習における実習指導者と教員の協働に影響する要因，産業医科大学雑誌，32（2）：161-176（2010）
 - 15) 森岡幸子：平成21年度地域保健総合推進事業 保健師教育における新カリキュラムに対応した臨地実習のあり方に関する調査研究（研究代表者 森岡幸子），p15（2010）